

指定管理者に対する点検総括表

(点検対象期間：令和 7 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 31 日)

施 設 名	南三陸町平成の森
指 定 管 理 者	太平ビルサービス株式会社
指 定 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
所 管 する 所 属	教育委員会事務局

所管する所属の所見

公平性、安定性、安全性に対する所見

(管理運営、公平確保、職員の配置、施設維持管理、修繕、備品管理、安全管理、個人情報の管理、情報提供、会計管理状況について総合的に記述。)

・仕様書及び年度事業計画書に基づき、適正に安定した施設管理運営が行われている。
・施設及び設備の維持管理に必須の法定点検をはじめ、その結果による修繕等を計画的に実施し、基本的な感染症対策(利用者情報の管理を含む。)を継続した上で、公の施設として公平かつ安全安心な施設利用に努めている。

効果性、貢献性に対する所見

(利用者ニーズの把握・反映、自主事業の実施状況について総合的に記述。)

・事務所前及び各宿泊室に「利用者の声」を設置し、積極的に利用者とのコミュニケーションを図りながらニーズを把握し、レストランにおけるテイクアウトの強化やのぞみ福祉作業所等に定期配膳を行うなど、工夫を凝らした自主事業を展開し、コロナ禍により落ち込んだ利用者数の回復に貢献している。

効率性に対する所見

(経費の削減について総合的に記述し、収支状況を添付。)

・自社の特徴を生かし、点検業務等の固定的経費の削減に取り組んでいる。
・「スポーツ交流村」との意見交換会を開催し、互いの利用者ニーズを共有している。

課題や今後の方向性についての意見等

(当該施設での指定管理者制度の課題や改善すべき方向性等について記述。)

・公の施設の設置から36年が経過しようとする中において、経年劣化による施設・設備の改修を計画的に実施し、長寿命化を図っていく必要がある。
・多目的運動場及び野球場の芝を適切に管理するとともに、必要な改善を行いながら町内一の屋外運動施設としての利活用を図っていく必要がある。

審査委員会の意見

指定管理者制度導入施設における業務点検評価表

施 設 名	南三陸町平成の森	評価対象年度	令和 7 年度業務
指定管理者	太平ビルサービス株式会社	所管する所属	教育委員会事務局
指 定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで		生涯学習 係
施設の目的	スポーツの普及振興、都市と地方の交流の拡大及び保健休養の促進を図り、もって町民の心身の健全な発達と福祉の増進に資する。		
業務の内容	1 施設の利用許可及び利用許可の取消し並びに利用の停止に関する業務 2 施設の利用に係る料金に関する業務 3 施設の運営に関する業務 4 施設及び設備の維持管理に関する業務 5 その他教育委員会が必要と認める業務（自主事業の実施）		

総合的な評価		評価項目数
総合評価	猛暑により枯れた芝を回復させ、休業していたしおかぜ球場を再開及び多目的運動場の利用活性化が合宿利用へと繋がった結果、利用者数及び料金収入ともに大幅な増となった。	A優良：0
評価事項	散水回数を増やす等し、毎日適した水分量を保つなど芝生管理の方法について見直しが行われた。 また、自主事業（テイクアウトの強化、レストランを活用したイベント等）に取り組むなど、利用者ニーズに応じた活動が展開され、新規利用者の獲得に努めている。	B適正：13
改善事項	経年劣化による施設・設備の改修を計画的に実施し、長寿命化を図っていく必要がある。	C改善：0

1. 施設の管理運営・事業	評 価
貸館に関し、令和6年度中の懸命な芝生回復作業により、令和7年度から通常どおりの利用を再開した。これに伴い、合宿利用の活性化にもつながり、施設利用者数の全体では前年比195%と大きく増となった。 宿泊2,250人（前年度比153%）、野球場6,966人（同952%）、多目的運動場4,055人（同185%）、キャンプ場698人（同125%）、体力増進室1,035人（同82%）、体験交流室・会議室2,266人（同134%）アリーナ3,006人（同113%）	B適正
2. 利用者の公平確保	評 価
施設の利用においては、南三陸町平成の森設置及び管理条例（平成21年南三陸町条例第48号）及び同条例施行規則（平成21年南三陸町教育委員会規則第11号）に基づき、公平に行われ、利用料金も適正に徴収されている。 利用料金収入の実績 10,661,090円（前年度比156%）	B適正
3. 職員の配置、研修等	評 価
朝9時から夜9時までの開館に加え宿泊利用時の宿直にも対応し、入れ替わり時の申し送りも徹底されており、芝生の管理面でも作業状況に応じた人員配置が行われた。 自社（太平ビルサービス）の研修機会を積極的に活用し、施設メンテナンス、食品衛生管理等の知識習得に取り組んでいる。	B適正

4. 施設の維持管理業務及び保守点検	評 価
1 1 区分にわたる法定点検、保守点検等を計画的に実施し、芝生を除き適正な維持管理を行っている。芝生の管理については、「青々とした状態」を維持すべく、作業状況に応じた増員、散水回数の増加等、徹底した管理が行われた。	B適正
5. 施設の修繕	評 価
保守点検等の結果を考慮し必要に応じて修繕、自分たちで対応できる補修を行うなどし、安全で安心して利用いただける環境づくりに努めている。	B適正
6. 備品管理	評 価
定期的な点検等により必要に応じた補修を行うなど、適切に管理がなされている。	B適正
7. 安全(危機)管理	評 価
消防法に定める消防計画に基づく自衛消防訓練の実施をはじめ、機械設備・器具の日常点検、基本的な感染防止対策等を徹底し、適正な安全管理が行われている。	B適正
8. 個人情報の管理	評 価
個人情報に関する法令を遵守し、適切に管理され、職員にも周知されている。	B適正
9. 利用者ニーズの把握・反映	評 価
利用者とのコミュニケーションをはじめ、利用者の声の設置、ホームページへの問合せフォームの設定等によりニーズを把握し、その向上に努めている。	B適正
10. 自主事業の実施	評 価
コロナ禍により定着したテイクアウトの強化、福祉施設等への定期配膳等、レストランを活用した取り組みを実施し、保健休養の機会の提供に努めた。	B適正
11. 経費の節減	評 価
自社の特性を生かしながら維持管理業務の経費削減のほか、食材や燃料費等の高騰によりメニューの見直しを図るなど、全体をとおしてサービスの低下にならないよう効率的な運営に努めている。	B適正
12. 利用者への情報提供	評 価
チラシ、ポスターの掲示等に加え、町広報誌及び自社ホームページを活用し、積極的な情報提供を行っている。 また、利用実績のある団体等にダイレクトメールを送付するなど、積極的な情報提供を行い、合宿利用の促進につなげている。	B適正
13. 会計管理	評 価
全管理機関の財政援助団体等監査において強く改善が求められる等してきた経緯があることから、令和7年度においても科目ごとに領収書、支出伝票等の会計書類が提出され、適正に管理されている。	B適正

利用者の要望とその対応状況					
期日	要望内容		期日	対応状況	
自主事業の実施状況					
実施状況			※ 別紙資料添付による対応可		
事業計画		実施状況			
通年	レストラン営業	定休日 日・月	レストラン営業	6,770人	レストランへの来店利用
通年	こころの湯	毎週 金・土・日	こころの湯	2,313人	お風呂の開放
				9,083人	(前年度比134%)
※ 売店、クロネコヤマト取扱い及び切手の販売を実施					
収支状況			※ 別紙資料添付による対応可		
(収入)			単位：円		
項目	予算額	決算額	比較増減	内訳	
計	0	0	0		
(支出)			単位：円		
項目	予算額	決算額	比較増減	内訳	
計	0	0	0		